

福島県 自動車税 年度領収済通知書

記号番号	02120-7-960004	加入者名	福島県総務部 税務システム課	合計		円
共通納税機関コード		案件特定キー		確認番号		税目・料金番号
納期限	年 月 日	登録番号				

30

納税者	様	領収日付印	
C/V/S 収納用		eL-QR	

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受付貯金事務センター

福島県 自動車税 納付書

加入者名 福島県総務部税務システム課
口座記号番号 02120-7-960004

本税		円
延滞金		円
合計		円

納税者 様

eL番号:

賦課年度	年度
登録番号	
納期限	年 月 日

領収日付印

取扱金融機関又はコンビニ店舗控

福島県 自動車税 年度督促状兼領収証書

加入者名 福島県総務部税務システム課
口座記号番号 02120-7-960004 (納税者)
(住所)
(氏名) 様

(eL番号)

賦課年度	年度
登録番号	
法定納期限	年 月 日
納期限	年 月 日
納期限から1月を経過した日	年 月 日
督促状発付の日から10日を経過した日	年 月 日

本税		円
延滞金		円
合計		円

上記のとおり納めてください。
年 月 日

(裏面をよくお読みください。)

166条 この督促状は、納期限までに完納されておらず、年月日までに納付の確認ができないことから、地方税法第166条第1項の規定により発付しました。同日後に納付された方は、行き違いになることがありますので御了承ください。なお、延滞金については、年月日までの計算となっておりますので、それ以降に納められる場合には、地方税法による金額を納めてください。

左記の金額を領収しました。

領収日付印

納税者控

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

登録番号

車台番号

本書の有効期限 年 月 日

この証明書は領収日付印が年月日までのものに限り使用できます。

なお、次の場合には使用できません。
1 登録番号欄に***印がある場合
2 金融機関等の領収日付印がない場合 (裏面をよくお読みください。)

福島県

領収日付印

納税者控

端末用OCRに合わせて、「自動車税種別割、自動車税又はそれらの延滞金」に変更する。

- 自動車税納税証明書について
- この証明書は自動車の継続検査・構造等変更検査(車検)以外に使用できません。
 - 登録番号欄に***印がある場合は、前年度までの自動車税種別割、自動車税又はそれらの延滞金が未納となっていること等がありますので、次の場所で確認されたうえで納付等をして、自動車税納税証明書を請求してください。(あらかじめ最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。)
 - 最寄りの地方振興局県税部
 - または
 - 県北地方振興局吉倉出張所
 - いわき地方振興局内郷出張所
- 自動車税種別割に関するお問い合わせ先
- 県北地方振興局県税部 電話 024-521-2702
 - 県中地方振興局県税部 電話 024-935-1261
 - 県南地方振興局県税部 電話 0248-23-1519
 - 会津地方振興局県税部 電話 0242-29-5261
 - 南会津地方振興局県税部 電話 0241-62-5212
 - 相双地方振興局県税部 電話 0244-26-1127
 - いわき地方振興局県税部 電話 0246-24-6025

福島県の税に関するホームページ「くらしと県税」
福島県 くらしと県税 検索

- この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、その翌日から滞納処分をされることになります。
 - この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3か月を経過した日後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
 - 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3か月を経過した日後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3か月を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 法定納期限または納期限までに税金を納付(納入・払込み)しないときは、地方税法の規定により納付(納入・払込み)の日までの延滞金が加算されます。
- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算します。
- (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

災害などにより県税を一時に納税することが困難な方や、県税を一時に納税することで事業の継続又は生活の維持が困難となる方については、申請により納税の猶予(徴収の猶予又は換価の猶予(注))が認められる場合があります。詳しくは地方振興局県税部に御相談ください。
(注)換価の猶予の申請期限は、納期限から6か月以内です。

- 納付の方法について
- 金融機関等の窓口
 - 県指定金融機関(東邦銀行)
 - 県取納代理金融機関(各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等)
 - 全国の地方税統一QR対応金融機関
 - ゆうちょ銀行・郵便局
 - コンビニエンスストア(一部納付できないコンビニエンスストアもあります。)
 - MMK端末を設置している店舗(無人端末機を除く)
 - 県内各地方振興局
 - スマートフォン決済アプリ
各種スマートフォン決済アプリの使用法に従い、表面のeL-QRを読み取ることで納付できます(一部対応していないアプリもあります。)
 - 地方税お支払サイト
サイトへアクセス後、次の方法で納付できます。
 - クレジットカード・口座振替
 - インターネットバンキング等
 アクセスはこちらから
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- ※ 納付方法等の詳細については、県HPをご覧ください。各地方振興局県税部へお問い合わせください。
- 福島県 納付の方法 検索
- (ご注意)
- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - ご依頼者様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。

他のOCR用紙に合わせて最新表記にする。(キャッシュレス納付を先頭にする)

福島県

年度領収済通知書



Form with fields for seat number (02120-7-960004), department (福島県総務部 税務システム課), and other details.

30

納税者 (納税者) and CVS取納用 (CVS取納用) sections with QR code information.

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受付貯金事務センター

福島県

納付(納入・払込)書

年度

納付(納入・払込)書 (納付(納入・払込)書) form with fields for department, seat number, and tax details.

eL番号 (eL番号) and 納付(納入・払込)書 (納付(納入・払込)書) table with columns for period, amount, and date.

納付(納入・払込)書 (納付(納入・払込)書) table with columns for period, amount, and date.

取扱金融機関又はコンビニ店舗控

福島県

年度督促状兼領収証書

加入者名 福島県総務部税務システム課

口座記号番号 02120-7-960004

(納税者)

(お問い合わせ番号)

(住所)

(氏名)

様

この督促状は、納期限までに完納されておらず、年月日までに納付の確認ができないことから、地方税法の規定により発付しました。同日後に納付された方は、行き違いになることがありますので御承ください。なお、延滞金については、年月日までの計算となっておりますので、それ以降に納められる場合には、地方税法による金額を納めてください。

(eL番号)

Table with columns for period, amount, and date.

Table with columns for period, amount, and date.

上記のとおり納めてください。

年月日

(裏面をよくお読みください。)

左記の金額を領収しました。

領収日付印 (領収日付印) stamp area.

収入印紙不要



代行会社 県N.T.T.データ 納税者控

- 1. この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、その翌日から滞納処分をされることになります。
2. この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます。
3. 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。

災害などにより県税を一時に納税することが困難な方や、県税を一時に納税することで事業の継続又は生活の維持が困難となる方については、申請により納税の猶予(徴収の猶予又は換価の猶予(注))が認められる場合があります。詳しくは地方振興局県税部に御相談ください。

(注)換価の猶予の申請期限は、納期限から6か月以内です。

- 法定納期限または納期限までに税金を納付(納入・払込み)しないときは、地方税法の規定により納付(納入・払込み)の日までの延滞金が加算されます。
(1)延滞金額は、税額については年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算します。

お問い合わせ先

- 県北地方振興局県税部 TEL (024) 521-2692, 2694, 2699
県中地方振興局県税部 TEL (024) 935-1251, 1254, 1264
県南地方振興局県税部 TEL (0248) 23-1517, 1519
会津地方振興局県税部 TEL (0242) 29-5251, 5254, 5264
南会津地方振興局県税部 TEL (0241) 62-5213, 5214
相双地方振興局県税部 TEL (0244) 26-1126, 1127
いわき地方振興局県税部 TEL (0246) 24-6032, 6033, 6037

福島県の税に関するホームページ「くらしと県税」
福島県 くらしと県税 検索

納付の方法について

- 1 地方税お支払サイト
2 スマートフォン決済アプリ
3 金融機関等の窓口
(1) 県指定金融機関(東邦銀行)
(2) 県収納代理金融機関(各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等)
(3) 全国の地方税統一QR対応金融機関
(4) ゆうちょ銀行、郵便局
(5) コンビニエンスストア(一部納付できないコンビニエンスストアもあります。30万円を超える金額は納付できません。)

OCR用紙の最新表記にする。

- (ご注意)
1 この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
2 この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
3 ご依頼者様からご提出いただきました払込書に記載されたおとところ、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。

料金後納
郵便

督促状を発送した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県県北地方振興局県税部

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県庁 北庁舎4階

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

ひと、ひと、
実現する
ふくしま

- 窓はグラシン紙を使用しております
- 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9～「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

福島県県北地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30～17:15)

- ◎納税課
納税相談に関すること
TEL 024-521-2682, 2684, 2685
- ◎課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 024-521-2692
不動産取得税
TEL 024-521-2694
- ◎課税第二課
軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税
TEL 024-521-2699
自動車税(種別割、環境性能割)
TEL 024-521-2702
- ◎管理課
納税証明書に関すること
TEL 024-521-2680
FAX 024-521-2854

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
- スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きを
してください。
- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】

- ※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
- ※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。
- ※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭にし、窓口納付を後尾に変更

料金後納
郵便

督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県県中地方振興局県税部

〒963-8540 福島県郡山市麓山 丁目1番1号
本庁舎1階

南一丁目94番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

つとめ、つとめ、
実現する
ふくしま

- 窓はグラシン紙を使用しております
- 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9～「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

福島県県中地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30～17:15)

- ◎納税課
納税相談に関すること
TEL 024-935-1241, 1244, 1247
- ◎課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 024-935-1251
不動産取得税
TEL 024-935-1254
- ◎課税第二課
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL 024-935-1261, 1264
- ◎管理課
納税証明書に関すること
TEL 024-935-1235
FAX 024-935-1239

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
- スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きを
してください。
- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】

- ※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
- ※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。
- ※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭に、窓口納付を後尾に変更

料金後納
郵便

督促状を発送した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県県南地方振興局県税部

〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

ひと、ひと、
実現する
ふくしま

福島県県南地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- ◎管理納税課 納税チーム
納税相談に関すること
TEL 0248-23-1514
- ◎課税課
個人事業税、法人県民税、法人事業税、
不動産取得税
TEL 0248-23-1517
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL 0248-23-1519
- ◎管理納税課 管理チーム
納税証明書に関すること
TEL 0248-23-1512
FAX 0248-23-1521

(発行元 総務部税務システム課)

- 窓はグラシン紙を使用しております
- 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9~「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

納付の場所・方法について

○地方税お支払サイトでの納付

クレジットカード納付、インターネットバンキング、ページ等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。

※クレジットカード納付は、手数料が発生します。

○スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付

アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きを
してください。

○金融機関等窓口での現金納付

金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】

※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。

※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。

※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭に、窓口納付を後尾に変更

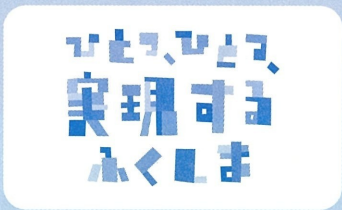


督促状を発送した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人
福島県会津地方振興局県税部
〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号



■ 窓はグラシン紙を使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9～「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

福島県会津地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)


- ◎納税課
納税相談に関すること
TEL **0242-29-5241,5242,5243**
- ◎課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL **0242-29-5251**
不動産取得税
TEL **0242-29-5254**
- ◎課税第二課
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税
TEL **0242-29-5261,5264**
- ◎管理課
納税証明書に関すること
TEL **0242-29-5235**
FAX **0242-29-5239**

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について 挿入

- 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
- スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きをし
てください。
- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】
※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。
※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
・各種キャッシュレス納付を先頭にし、窓口納付を後尾に変更

料金後納
郵便

督促状を発送した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の内紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県南会津地方振興局県税部

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町

田島字根小屋甲4277番地の1

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

ひと、ひと、
実現する
ふくしま

- 窓はグラシン紙を使用しております
- 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9～「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

福島県南会津地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30～17:15)

◎納税課税課
納税相談に関すること
TEL 0241-62-5212
課税に関すること
TEL 0241-62-5212,5213,5214
FAX 0241-62-5219

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

○地方税お支払サイトでの納付

クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。

※クレジットカード納付は、手数料が発生します。

○スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付

アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きを
してください。

○金融機関等窓口での現金納付

金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】

※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。

※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。

※お支払手続き完了後は、支払いを取り消すことができません。



- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭に、窓口納付を後尾に変更

料金後納
郵便

督促状を発送した日から起算して
10日を経過した日までに完納され
ない場合は、地方税法の規定により、
滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人

福島県相双地方振興局県税部

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地

福島県

福島県の税に関するホームページ

福島県 くらしと県税

検索

ひと、もの、
実現する
ふくしま

■ 窓はグラシン紙を使用しております
■ 印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9～「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

福島県相双地方振興局県税部
(お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- ◎管理納税課
納税相談に関すること
TEL 0244-26-1124
納税証明書に関すること
TEL 0244-26-1123
- ◎課税課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
に関すること
TEL 0244-26-1126
不動産取得税に関すること
TEL 0244-26-1125
自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、
産業廃棄物税に関すること
TEL 0244-26-1127
FAX 0244-26-1128

(発行元 総務部税務システム課)

納付の場所・方法について

- 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等
こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセス
し、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手
続きをしてください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
- スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きを
してください。
- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局



【注意事項】

- ※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から
領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
- ※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォ
ン決済アプリでの納付はできません。
- ※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。

- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭にし、窓口納付を後尾に変更



督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定により、滞納処分を行うこととなります。

重要書類在中

この封筒の中の用紙は、折ったり汚したりしないようにお願いします。

差出人
福島県いわき地方振興局県税部
〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地



福島県いわき地方振興局県税部 (お問い合わせ時間 平日 8:30~17:15)

- ◎納税課
納税相談に関すること
TEL 0246-24-6030
- ◎課税第一課
個人事業税、法人県民税、法人事業税
TEL 0246-24-6032
不動産取得税
TEL 0246-24-6033
- ◎課税第二課
自動車税
TEL 0246-24-6025
軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税
TEL 0246-24-6037
- ◎管理課
納税証明書に関すること
TEL 0246-24-6024
FAX 0246-24-6039

(発行元 総務部税務システム課)


■窓はグラシン紙を使用しております
■印刷は植物性インキを使用しております

※R8.9~「eLお支払いサイト」に名称変更予定。

納付の場所・方法について 挿入

- 地方税お支払サイトでの納付
クレジットカード納付、インターネットバンキング、ペイジー等こちらの二次元コードから「地方税お支払サイト」へアクセスし、「eL-QR」を読み込む若しくは「eL番号」を入力し、お手続きをしてください。
※クレジットカード納付は、手数料が発生します。
- スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付
アプリを起動し、督促状表面に記載の「eL-QR」を読み込んでお手続きをしてください。
- 金融機関等窓口での現金納付
金融機関
(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等)
コンビニエンスストア
(一部店舗を除く。30万円を超える金額は納付できません。)
県内各地方振興局

【注意事項】
 ※地方税お支払サイト及びスマートフォン決済アプリで納付した場合、県から領収証書は発行しませんので、ご了承ください。
 ※指定期日を過ぎるとコンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
 ※お支払手続完了後は、支払いを取り消すことができません。



- ・「納付の場所・方法について」→「納付の方法について」
- ・各種キャッシュレス納付を先頭にし、窓口納付を後尾に変更